

高齢者福祉サービス

のご案内



香南市では、高齢者の方々が住まいの地域でこれからも安心して自立した暮らしができるための生活支援や、在宅で介護をしている家族の負担を軽減できるように次の高齢者福祉事業を行っています。

※サービスの利用には事前の申請が必要です。また、サービス利用に必要な条件があります

高齢者介護課 ☎57-8510

介護認定が不要なサービス

緊急通報体制整備事業

▶内容/病気や事故に備えるため、緊急通報装置を貸し出します。あんしんセンターから月1回の安否確認や随時相談を受け付けるサービスもあります。

■対象/携帯電話を持っていない65歳以上の市民税非課税世帯の方で、生活に注意を必要とするひとり暮らし、または高齢者世帯の方

■利用料/月額 200円



日常生活用具給付事業

▶内容/特定福祉用具販売業者で購入した歩行補助具(杖・シルバーカー・歩行器)の購入費の一部を助成します。

■対象/65歳

以上の歩行に補助を要する高齢者

■利用料/購入額の2分の1の金額。

歩行器・シルバーカーは10,000円、歩行杖は5,000円を上限とする。



軽度生活援助事業

▶内容/市から委託を受けた支援員が自宅を訪問し、掃除や買い物などの簡単な日常生活上の援助を行います。



■対象/自宅で生活している65歳以上の虚弱なひとり暮らし、または高齢者世帯で、日常生活で支援の必要な方。かつ介護保険の訪問介護サービスを利用していない方

■利用料/1時間 200円

■利用回数/原則 月2回まで

■利用時間/1回あたり1時間

介護用品の支給事業

▶内容/月額6,250円分のおむつ等の介護用品の購入費を助成します。

■対象/次のいずれにも該当する方

①要介護3～5の認定者を在宅で介護している方

②介護者、介護対象者(介護を受ける方)が香南市在住で、市民税非課税世帯の方

介護認定が必要なサービス

医療機関送迎サービス

▶内容/公共交通機関を利用することが難しく、独力での通院が困難な方が通院のためにタクシーを利用した際の費用の一部を助成します。



■対象/要支援または要介護の認定を受けている市民税非課税の在宅者

■助成限度額/・高知市内の医療機関…5,000円 ・南国市・香美市・芸西村の医療機関…3,000円 ・香南市内の医療機関…全額助成
※介護タクシー利用の際の助成(介助料…4,000円 機材レンタル料…3,000円)

■利用回数/月1回まで

在宅介護手当

▶内容/1か月のうち15日以上在宅で介護を行った月数分、介護手当を支給します。

■対象/次のいずれにも該当する方

①要介護3～5の認定者を在宅で介護している方

②介護者、介護対象者(介護を受ける方)が香南市在住で、市民税非課税世帯の方

■支給額/月額 8,000円



可燃ごみ戸別収集事業

▶内容/家族や近隣住民等によるごみ出しの支援を受けることが困難な高齢者を、週に1度戸別に訪問し、可燃ごみの収集を行います。



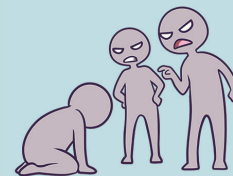
■対象/

要支援または要介護の認定を受けている高齢者で、ごみ出しの支援が必要な方

現状

日本では労働基準法や男女雇用機会均等法が整備されています。また、近年では労働施策総合推進法が改正され、職場におけるハラスメント対策が企業の義務となりました。

しかし、企業によってその運用に差が見られるのが現状で、依然として職場の人権問題が残っています。



課題

01 ハラスメント問題

ハラスメント防止体制は整備されつつありますが、対策や教育が不十分で、報復を恐れて被害者が声を上げにくい状況が続いています。



02 特定の人に対する偏見や差別

女性、障がい者、外国人、性的マイノリティは、時に偏見を持たれてしまい、平等に扱われないことがあります。例えば、採用を断られたり、不必要な条件を付けられたり、正社員としての雇用が認められず、契約社員としてしか雇用されないといったような差別が残っています。

03 長時間労働の問題

長時間労働によるストレスや疲労は、退職や精神的な問題が増える原因となっています。また、ワークライフバランスの乱れにもつながり、健康問題や生活全体の質、仕事の効率低下などが引き起こされる可能性があります。

職

場

の

人

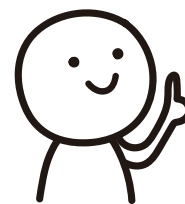
権

じんけん
通信

「職場の人権」とは、従業員一人一人がお互いの人格や個性を尊重し、差別や不当な扱いを受けることなく、安心して働けることを意味します。

■人権課 ☎57-8507

これらの課題に対して…

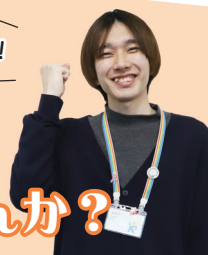


企業は、従業員が安心して働ける環境を作るため、定期的な研修やハラスメント防止のための教育や体制強化、柔軟な働き方の導入、平等な待遇の実現に取り組む必要があります。それらにより、職場での人権を守り、より良い労働環境を作ることができます。

人権を尊重した社会をつくらう!

企人協へ

加入しませんか?



「香南市企業等人権問題連絡協議会(通称:企人協)」は、企業の社会的責任として、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決するため、研修・啓発に努め、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的に平成23年9月に設立された団体です。

企人協の活動を通じて、従業員の人権意識を高め、人権尊重の組織を目指してみませんか?少しでも関心のある企業の方は、ぜひご連絡ください。

■人権課: ☎57-8507 メール: jinken@city.kochi-konan.lg.jp

【概要】

事務局: 人権課(本庁舎4階)

加入企業数: 45企業等

年会費: 2,000円

【活動内容】

・総会(年1回)

・研修(年2回)

・企人協通信の発行(年3回)